「坂井市犯罪被害者等支援条例(仮称)」(案)に対するパブリックコメントの実施結果について

１　募集案件
「坂井市犯罪被害者等支援条例（仮称）」（案）

２　募集期間
令和５年１１月１６日（木）から令和５年１１月３０日（木）

３　実施結果
(1) 意見の提出者数
１人
(2) 意見の提出件数
２件

４　提出された意見とそれに対する市の考え方

	意見の内容	市の考え方
１	福井県内では、犯罪被害者の支援に特化した条例の制定が進んでいないとのことですので、坂井市の条例を契機として、県内で制定の機運が高まることを期待します。 また、条例の制定をもって終わりでなく、いかに犯罪被害者に寄り添った支援が行われるかが問われると思います。	いただいたご意見に沿うよう、条例制定に向けて鋭意取り組むとともに、制定後には、関係機関と連携し、個々の犯罪被害者等のニーズに応じた支援を適時、適切に推進してまいります。
２	今年は、大手芸能事務所に関する性加害問題をはじめ、全国的にも性犯罪に関するニュースが大きく取り沙汰されました。性犯罪は、特に潜在化しやすい犯罪であり、被害者の精神的ダメージは計り知れないと思います。 今の時代、市としても、支援を求めてきた性犯罪の被害者に対して、二次被害を与えない手厚い対応が求められると思います。	第２条において、「二次被害」の定義を明示し、第３条の基本理念において、二次被害への配慮を規定しているところであり、性犯罪被害者を含め犯罪被害者等への対応時には、関係機関及び職員間で十分に連携し、心情に配意したきめ細やかな支援に努めてまいります。